

厚岸町規則第18号

厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月17日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則（平成29年厚岸町規則第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第1号事業の」を「介護予防訪問相当サービス又は介護予防通所相当サービスの」に、「第1号事業者」を「事業者」に改める。

別表の介護予防訪問相当サービスの表中

対象：事業対象者、要支援1・2 1月につき1,172単位	対象：事業対象者、要支援1・2 1月につき1,176単位
対象：事業対象者、要支援1・2 1月につき2,342単位	対象：事業対象者、要支援1・2 1月につき2,349単位
対象：事業対象者、要支援2 1月につき3,715単位	対象：事業対象者、要支援2 1月につき3,727単位
対象：事業対象者、要支援1・2 1回につき267単位	対象：事業対象者、要支援1・2 1回につき268単位

を

対象：事業対象者、要支援1・2 1回につき271単位
対象：事業対象者、要支援2 1回につき286単位

対象：事業対象者、要支援1・2 1回につき272単位
対象：事業対象者、要支援2 1回につき287単位

に改め、同表備考に次の2項を加える。

- 3 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を適用するときは、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入するものとする。
- 4 令和3年9月30日までの間は、訪問型サービス費のアからカまでについて、所単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。

別表の介護予防通所相当サービスの表を次のように改める。

別表（第4条関係）介護予防通所相当サービス

ア 通所型サービス費	(1) 対象：事業対象者、要支援1 1月につき1,672単位	1 利用者数が利用定員を超える場合 $\times 70/100$ 2 看護又は介護職員の員数が基準に満たない場合 $\times 70/100$	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 $+ 5/100$
	(2) 対象：事業対象者、要支援2 1月につき3,428単位		
	(3) 対象：事業対象者、要支援1 384単位/回 ※1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合		
	(4) 対象：事業対象者、要支援2 395単位/回 ※1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合		
イ 生活機能向上グループ加算	1月につき +100単位		
ウ 運動機能向上加算	1月につき +225単位		
エ 若年性認知症利用者受入加算	1月につき +240単位		

オ	栄養アセスメント 加算	1月につき +50単位	
カ	栄養改善加算	1月につき +200単位	
キ	(1) 口腔機能向上 加算 (I)	1月につき +150単位	
	(2) 口腔機能向上 加算 (II)	1月につき +160単位	
ク	(1) 選択的サービス 複数実施加算 (I)	運動機能向上及び栄養改善 +480単位/月 運動機能向上及び口腔機能向上 +480単位/月 栄養改善及び口腔機能向上 +480単位/月	
	(2) 選択的サービス 複数実施加算 (II)	運動機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 +700単位/月	
ケ	事業所評価加算	1月につき +120単位	
コ	(1) サービス提供 体制強化加算 (I)	対象：事業対象者、要支援 1 +88単位/月	
		対象：要支援 2 +176単位/月	
	(2) サービス提供 体制強化加算 (II)	対象：事業対象者、要支援 1 +72単位/月 対象：要支援 2 +144単位/月	
シ	(3) サービス提供 体制強化加算 (III)	対象：事業対象者、要支援 1 +24単位/月 対象：要支援 2 +48単位/月	
サ	(1) 生活機能向上 連携加算 (I)	1月につき +100単位 ※3月に1回を限度とする	
	(2) 生活機能向上 連携加算 (II)	1月につき +200単位 ※運動機能向上加算を算定している場合には、100単位 (1月につ き)	
シ	(1) 口腔・栄養ス クリーニング加算 (I)	1回につき +20単位 ※6月に1回を限度とする	
	(2) 口腔・栄養ス クリーニング加算 (II)	1回につき +5単位 ※6月に1回を限度とする	
ス	科学的介護推進体 制加算	1回につき +40単位	
セ	介護職員処遇改善加 算 (I)	1月につき +所定単位×59/1000	所定単位はアからスまでにより 算定した単位数の合計
	介護職員処遇改善加 算 (II)	1月につき +所定単位×43/1000	
	介護職員処遇改善加 算 (III)	1月につき +所定単位×23/1000	
	介護職員処遇改善加 算 (IV)	1月につき + (III) ×90/100	
	介護職員処遇改善加 算 (V)	1月につき + (III) ×80/100	

ソ (1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1月につき + 所定単位×12/1000
(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	1月につき + 所定単位×10/1000

備考

- 1 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所相当サービスを行う場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。
- 2 アについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。
ア (1) 及び (3) 376単位
ア (2) 及び (4) 752単位
- 3 ソについて、所定単位はアからスまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算 (I) から (III) までのいずれかを算定していることを要件とする。
- 4 令和3年9月30日までの間は、通所型サービス費のアについて、所単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。

別表の第1号介護予防支援事業の表を次のように改める。

別表 (第4条関係) 第1号介護予防支援事業

ア 介護予防ケアマネジメント費	1月につき 438単位
イ 初回加算	1月につき +300単位
ウ 委託連携加算	+300単位

備考 令和3年9月30日までの間は、介護予防ケアマネジメント費のアについて、所単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。

別記様式第10号から第12号までの様式中「第1号事業者」を「事業者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に利用したサービス単価の取扱いについては、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式のうち、現に残存するものは、
所要の修正を加え、なお使用することができる。